

大口町告示第54号

大口町行政手続における押印廃止に係る維持管理課所管の要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町行政手続における押印廃止に係る維持管理課所管の要綱の整備  
に関する要綱

(大口町みどりの少年団活動費助成金交付要綱の一部改正)

第1条 大口町みどりの少年団活動費助成金交付要綱(平成8年大口町告示第42号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第3及び様式第4中「㊟」を削る。

(大口町砂利採取行為に関する指導要綱の一部改正)

第2条 大口町砂利採取行為に関する指導要綱(昭和63年大口町告示第41号)の一部を次のように改正する。

様式第1から様式第3までの規定中「㊟」を削る。

(大口町緑化木交付要綱の一部改正)

第3条 大口町緑化木交付要綱(平成14年大口町告示第47号)の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第3中「㊟」を削る。

(大口町町営住宅建替事業等に関する要綱の一部改正)

第4条 大口町町営住宅建替事業等に関する要綱(平成16年大口町告示第92号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第2、様式第4から様式第7までの規定、様式第9から様式第11までの規定、様式第14及び様式第15中「㊟」を削る。

(大口町町営住宅高額所得者明渡事務処理要綱の一部改正)

第5条 大口町町営住宅高額所得者明渡事務処理要綱(平成25年大口町告示第21号)の一部を次のように改正する。

様式第1、様式第4及び様式第6中「㊟」を削る。

様式第5、様式第7及び様式第8中

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は

大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

を削る。

(大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱の一部改正)

第6条 大口町都市緑化推進事業費補助金交付要綱(平成28年大口町告示第46号)の一部を次のように改正する。

様式第1—1、様式第3、様式第5、様式第7—1、様式第9及び様式第11中「㊦」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。